

災害時等における輸送業務等の協力に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）とJPロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、江戸川区地域防災計画に基づき甲が実施する災害応急対策業務および平常時における防災活動にかかる協力事項等を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対して必要な協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

ただし、甲および乙は、東京都が乙の管理する施設を広域輸送基地として使用する場合は、緊急物資の受入場所の確保および荷役作業、東京都が指定する場所への緊急物資の輸送など東京都の業務を優先するものとする。

2 前項の要請を行う場合は、原則として要請書（第1号様式）により行うものとする。

ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに当該書面を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 前条に規定する協力の内容は、次に掲げる業務とする。

（1）甲が管理する備蓄物資の避難所、福祉避難所、福祉避難所補完施設（以下「避難所等」という。）その他甲が指定する場所への輸送

（2）支援物資および甲が調達する物資（以下「支援物資等」という。）の地域内輸送拠点から避難所等への輸送

（3）甲が管理する地域内輸送拠点における物資の荷卸し、仕分け、登録、分配および積み並びに保管および在庫の管理その他の運営（以下「荷役作業等」という。）

（4）乙が管理する施設の地域内輸送拠点としての提供

（5）乙が管理する施設における支援物資等の一時保管

（6）輸送および荷役作業等に必要の要員の甲への派遣および資機材の提供

（7）その他甲乙が協議し、協議が整った事項

2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について協力し、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

（1）乙が物資輸送に使用する車両に対する、緊急通行車両確認標章、緊急通行車両確認証明書および災害派遣等従事車両証明書の速やかな発行に関する支援

（2）乙の車両への燃料の優先供給

（3）罹災状況に係る情報の提供

（業務実施の報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に基づき前条第1項各号に掲げる業務を行った場合は、報告書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第5条 甲の要請により乙が行った第3条第1項各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用は、法令等の定めがあるものを除くほか、甲が実施する災害応急対策業務の開始直前の次に掲げる価額を基準とし、甲乙協議のうえ速やかに決定する。

(1) 輸送に係る費用については、実勢相場相当を基準とした価額

(2) 荷役作業に係る費用については、当該作業に関わる人員の日当相当額

(3) 第3条第1項第4号および第5号の施設における保管料については、実勢相場相当を基準とした価額

(費用の請求および支払い)

第6条 乙は、甲との協議が整った後、前条第1項に規定する費用について、その代金を費用請求書(第3号様式)により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 物資の輸送および荷役作業等の際に生じた損害の負担については、甲乙協議のうえ定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担については、乙が負うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 甲の要請に基づき、乙が行う業務中において死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかった者に対しては、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和41年6月7日江戸川区条例第10号)に基づき、これを補償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲および乙は、この協定に基づく業務に実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らし、または他の目的に利用してはならない。業務が終了した後もまた同様とする。

(訓練等への参加)

第10条 乙は、甲からの要請があったときは、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

(連絡体制)

第11条 甲及び乙は平常時より、互いの連絡先(平常時及び緊急時)を共有するものとし、変更があった場合は速やかに報告するものとする。

(協定の変更)

第12条 本協定内容を変更するときは、甲乙協議のうえ、変更するものとする。

(協定の解除)

第13条 甲は乙が次の各号いずれかに該当するときは、本協定を解除することができる。

(1) 乙が本協定締結前に提出した「災害時協力協定締結に係る欠格事項非該当申出書」の各号いずれかに該当したとき。

(2) 乙に社会的信用を著しく損なう行為があったとき。

2 前項により本協定を解除するときは、甲は乙に事前に通知するものとする。

(協定期間)

第14条 本協定の期間は、締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出がないときは、引き続き同一条件をもって1年間の協定を更新したものとする。以降についても同様とする。

(協議)

第15条 本協定の内容に疑義の生じた場合およびこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定は2通作成し、甲と乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年7月10日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 齊 藤 猛

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
JPロジスティクス株式会社
代表取締役 安 達 章